

第3号様式(2)

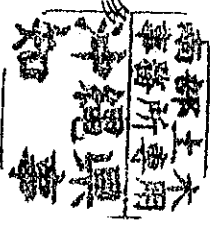
施工体制確認型総合評価方式 (特別簡易型・共同企業体発注)

沖縄県土木建築部一般競争入札公告南第22号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第234条第1項の規定により、一般競争入札 (以下「入札」という。) を次のとおり実施する。

平成22年12月22日

沖縄県知事 仲井眞 弘



1 工事概要

- (1) 工事名 久米島一周線2号橋上部工工事 (アーチ橋その3)
- (2) 工事場所 沖縄県久米島町真謝地内
- (3) 工事内容 主桁工、支保工、排水工、支保工
- (4) 工期 180日間

(5) 本工事は、施工計画等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

(6) 本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(7) 本工事は、入札手続き (競争参加資格確認申請書の提出から落札者の決定まで) を電子入札システムで行う電子入札対象工事である。ただし、電子入札によりがたい場合は、紙での入札手続によることができる。

2 特定建設工事共同企業体 (以下「特定JV」という。) の結成に当たっての要件

- (1) 2社共同企業体とする。
- (2) 自主結成方式とする。
- (3) 当該工事に関し、2つ以上の共同企業体の構成員となることはできない。
- (4) 代表者は構成員のうち最大の施工能力を有し、かつ最大の出資割合の者でなければならない。
- (5) 構成員のうち最小の出資者の出資割合は、30%以上でなければならない。

3 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

(1) 特定JVの構成員に必要な資格に関する事項は、次のとおりである。

ア 地方自治法施行令（以下「自治令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法に定める特定建設業の許可を受けている者であって、沖縄県の建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規程第5条による平成21・22年度建設業者格付名簿（以下「平成21・22年度建設業者格付名簿」という。）又は建設業者登録名簿に土木工事業として登録されている者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。）。)

ただし、平成21・22年度建設業者格付名簿に土木工事業の経常建設共同企業体（以下「経常JV」という。）として登録されている者及びその構成員は参加できない。ウ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記イの再認定を受けた者を除く。）でないこと。

エ 建設業法第27条23に規定する経営事項審査を受けた者であって、経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。

オ 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、本県の指名停止措置を受けていないこと。

カ 原則として上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

キ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

ク 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

(2) 特定JVの代表者に必要な資格に関する事項は、次のとおりである。

ア 建設業法に定める特定建設業の許可を受けている者であって、平成21・22年度建設業者格付名簿又は建設業者登録名簿に土木工事業として登録されている者。

イ 平成7年4月1日から申請書及び確認資料の提出期限日までに、下記(イ)及び(ロ)に掲げる工事を元請けとして施工し、完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。特定JVの構成員としての実績は、代表者の場合のものに限る。経常JVの施工実績も対象とするが、経常JVの代表者の場合に限る。

なお、当該実績が入札説明書に示すものに係る実績である場合にあつては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを実績と認めず、競争参加資格がないものとする。

(ア) 次のa、bの要件を満たす施工実績を有すること。

- a P C橋上部工「ボストレンション方式」の工事であること。
- b 上部工40m以上の工事であること。

(イ) 上記a、bは同一工事であること。

ウ 次に掲げる要件を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結時点に当該工事に配置できること。

(ア) 資格の詳細については入札説明書を参照。

(イ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(ウ) 配置予定の監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
エ 本県に建設業法に基づく本店又は営業所がある者。

オ 申請期限日現在の土木一式工事の経営事項審査で総合評定値が、1,200点以上ある者で、または、沖縄県に本店がある者でプレスレストレストンクリート橋工事に関し3年以上の営業年数がありP C桁製作・架設の施工実績及びP C技士を有する者で、かつ経営事項審査結果通知書が有効期間内にある者とする。

(3) 特定J Vの代表者以外の構成員に必要な資格に関する事項は、次のとおりである。

ア 建設業法に定める特定建設業の許可を受けた者であつて、平成21・22年度建設業者格付名簿に土木工事業のA等級として登録されている者。

但し、沖縄県において経常建設共同企業体の構成員として建設業者格付名簿に登録されている者は参加できない。

イ 次に掲げる要件を満たす主任技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、配置予定技術者が現在、他の工事に従事している場合は、契約締結時点に当該工事に配置できること。

(ア) 資格の詳細については入札説明書を参照。

(イ) 配置予定の主任技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

ウ 本県南部土木事務所管内に建設業法に基づく本店がある者。

エ 申請期限日現在の土木一式工事の経営事項審査で経営事項審査結果通知書が有効期間内にある者とする。

4 総合評価に関する事項

(1) 入札の評価に関する基準

総合評価に関する評価項目は、次のとおりとする。

- ・企業の技術力を評価する。
- ・施工体制（品質確保のための体制、施工体制の確保状況）を評価する。

(2) 総合評価の方法

ア 基礎点

競争参加資格が認められた者には、基礎点として100点を与える。

イ 加算点

技術資料の内容に応じて得点を与え、加算点に換算する。なお、加算点の最高点は40点とする。

ウ 施工体制評価点

施工体制に関する資料の内容に応じて、施工体制評価点を与える。なお、施工体制評価点の最高点は30点（品質確保の実効性15点、施工体制確保の確実性15点）とする。

エ 総合評価

価格及び技術資料に係わる総合評価は、予定価格の制限の範囲内で、沖縄県土木建築部低入札価格調査制度要領（以下「低入札調査要領」という。）に基づく失格基準価格（以下「失格基準価格」という。）以上の入札参加者についてア、イ及びウにより得られる基礎点、加算点及び施工体制評価点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

(3) ヒアリングの実施（施工体制の審査）

入札参加者のうち、その申込みに係る価格が予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者で低入札調査要領に基づく低入札調査基準価格（以下「低入札調査基準価格」という。）に満たない者については、どのように施工体制を構築し、それが入札説明書等に記載された要求要件の実現確実性の向上につながるかを審査するため、原則として開札後速やかにヒアリングを実施する。ただし、当該価格が失格基準価格を下回る場合は、契約の内容に適合した履行が行われないと判断し、ヒアリングを実施せず失格とする。

(4) 落札者の決定方法

入札後、落札者の決定は、保留する。次のアからウの要件に該当する者のうち、(2)によって算出された評価値の最も高い者を落札候補者とする。

なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札候補者を選定する。

落札者は、落札候補者を一般競争入札参加資格委員会の審議を経て、決定する。その結果は全入札参加者に通知する。

ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内かつ失格基準価格以上であること。

イ 評価値が基礎点を予定価格で除した数値に対して下回らないこと。

5 入札手続等

(1) 入札説明書、設計図書の交付期間、交付方法等

ア 交付期間 平成22年12月22日（水）から

イ 交付方法 沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報サービスからダウンロードして下さい。

【入札情報サービス】 <https://www.nyusatsu-okinawa.lg.jp/ebidPPIPublish/EjppIj>

ウ 問い合わせ先 〒900-0029 沖縄県

沖縄県土木建築部 南部土木事務所 庶務班 (8階)
電話番号 098-866-1145

(2) 申請書及び確認資料の提出期間、場所及び方法

本競争の参加希望者は、競争参加資格を有することを証明するため、申請書及び確認資料を提出し、契約担当者から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び確認資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

ア 提出期間：平成22年12月22日(水)から平成23年1月11日(火)まで。

土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで。

イ 提出場所：沖縄県那覇市旭町116番地37

沖縄県土木建築部 南部土木事務所 庶務班 (8階)

電話番号 098-866-1145

ウ 提出方法：原則として、持参によるものとする。

なお、電子入札対象業者は、持参による提出とあわせて、電子入札システムにおいても申請書(別記様式1-1のみでよい)を提出すること。

エ 提出部数：2部

※ただし、入札保証金の免除調べについては、1部提出とする。

(3) 共同企業体資格申請書の提出

本工事の入札参加を希望する者は、特定建設工事共同企業体資格審査申請書及び特定建設工事共同企業体協定書を持参により提出しなければならない。

ア 提出期間：上記5(2)に同じ

イ 提出場所：同上

ウ 提出部数：1部

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子入札システム又は持参により提出すること。なお、郵送又は電報による入札は認めない。

ア 電子入札システムによる場合

入札書提出開始日時：平成23年2月3日(木) 9時00分

入札書提出締切日時：平成23年2月4日(金) 10時00分

イ 持参による場合

持参日時：平成23年2月7日(月) 9時45分

持参場所：沖縄県土木建築部 南部土木事務所 7階入札室

※競争参加資格確認結果通知書の写しを持参すること。

ウ 開札日時：平成23年2月7日(月) 10時00分 電子入札システムにより開札

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

沖縄県財務規則第100条の定めるところにより、入札保証金を納めなければならない。

イ 契約保証金

沖縄県財務規則第101条及び建設工事請負契約書第4条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。

(2) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、競争参加資格を確認された者であっても、確認後、指名停止措置を受け入札時において指名停止期間中である者は、入札に参加できない。

(3) 低入札価格調査制度要領に基づく調査の実施調査を実施する。

(4) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

(5) 低入札調査基準価格を下回った価格をもってする契約について 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、低入札調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、当該主任（監理）技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求める。

(6) この公告に掲げる入札は、平成23年12月の議会において、当該工事の繰越承認が得られない場合は、延期又は中止することがある。

(7) 電子入札について

本案件は、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細及び電子入札に関する事項は、入札説明書及び沖縄県電子入札運用基準による。

(8) 問い合わせ先

ア 入札及び契約関係：〒900-0029 沖縄県那覇市旭町116番地37

沖縄県土木建築部 南部土木事務所 庶務班（8階）

電話番号 098-866-1145

イ 応募調書資料関係：〒900-0029 沖縄県那覇市旭町116番地37

沖縄県土木建築部 南部土木事務所 庶務班(8階)
電話番号 098-866-1145

ウ 設計図書関係：〒900-0029 沖縄県那覇市旭町116番地37
沖縄県土木建築部 南部土木事務所 道路整備班(8階)
電話番号 098-867-2614

(9) 詳細は入札説明書による。